

かごしま茶輸出サプライチェーン登録要領

1 趣旨

かごしま茶輸出サプライチェーン実施要綱の規定に基づき、荒茶工場等の登録に必要な事項を定める。

2 荒茶加工場の登録要件

以下のすべての要件を満たす荒茶工場とする。

- (1) 鹿児島県茶生産協会会員であること
- (2) クリーンなかごしま茶づくり認定工場であり、かつ適切に取り組んでいること
- (3) GAP, ISO 等の第三者認証を取得していること
- (4) 農業生産工程管理に基づき適切に作業者や設備、包装資材等の衛生管理に配慮していること
- (5) 異物混入等を防ぐ対策を講じ、工場内外の環境整備に努めていること
- (6) 本要領を遵守する旨の誓約をする者であること

3 系列生産者の登録要件

4の茶園の登録を行う者であること

4 茶園の登録要件

以下の全ての要件を満たす茶園とする。

- (1) 2で登録される荒茶加工場で加工を行う茶園であること
- (2) 農地（非登録の茶園を含む。以下、同じ。）から3m以上離れている茶園であること、又は農地に隣接する、3m以上の茶の畦を当該茶園の荒茶と区分して出荷する茶園であること
- (3) 隣接農地に芝、緑化木など非食用作物が栽培されていない茶園であること
- (4) 周辺の農地と連絡調整が可能であり、茶園内への投入資材等を制御できる茶園であること、又は使用できない資材等が飛来、又は流入しない茶園であること
- (5) 隣接地に汚染源となる資材等が放置されていない茶園であること
- (6) 周辺地域に重金属汚染の原因となる鉱山等がない茶園であること
- (7) 周辺地域に航空防除の実施地域がない茶園であること

5 登録の手続き

- (1) 登録を申請できる者は、荒茶工場の代表者とする。
- (2) 登録を申請する者は、申請書（別紙第1号様式）を市町茶業振興会、地区茶業振興会及び県茶生産協会を経由して鹿児島県茶業会議所に提出するものとする。既に登録された者が、系列生産者又は茶園を新たに申請する場合も同様とする。
- (3) 地区茶業振興会は、申請書を審査して登録の可否を行い、意見書（別紙第2号様式）を付するものとする。
- (4) 鹿児島県茶業会議所は、台帳に掲載することをもって登録とし、その旨を申請者及び関係者に通知する。

6 登録の変更届又は抹消

- (1) 既に登録された者が、本要領に該当しなくなったときは、その旨届け出るものとする。
- (2) 鹿児島県茶業会議所は、既に登録された荒茶工場、又は系列生産者もしくは茶園が、それぞれの登録要件に該当しなくなったとき、又は違反していると認められるとき、登録を抹消するものとする。

7 付則

- (1) 本要領は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。
- (2) 本要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。
- (3) 本要領は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- (4) 本要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- (5) 本要領は、令和 6 年 9 月 6 日から施行する。